

特別養護老人ホーム愛生苑重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設経営法人

法人名 社会福祉法人 永世会
所在地 坂出市西庄町 79 番地 1
電話番号 (0877) 45-8880
代表者職氏名 理事長 上里 好子
設立年月日 平成7年6月19日

(2) 提供できるサービスの種類

名称 特別養護老人ホーム愛生苑
所在地 坂出市西庄町 79 番地 1
種類 介護老人福祉施設
指定番号 香川県 3770300212 号

(3) 設備の概要

利用定員	50名
4人用居室	3室
2人用居室	15室
1人用居室	8室
浴室	一般浴槽・特殊浴槽
静養室	1室
医務室	1室
食堂	1室
機能訓練室	1室

(4) 職員体制

職種	員数
管理者	1名
医師	1名
生活相談員	1名以上
看護職員	2名以上
介護職員	常勤換算 15名以上
栄養士	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
介護支援専門員	1名以上
歯科衛生士	1名以上

2. 施設が提供するサービスについての相談窓口

担当者 生活相談員

電話 (0877) 45-8880 [午前8時30分～午後5時30分]

3. サービス内容

利用者に対して以下のサービスを提供します。

- ① 食事 栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。食事は原則として2階食堂にてお願いします。(体調不良時等は、居室での提供も行います。)
(朝食) 7時50分～9時00分 (提供基準時間 7時50分)
(昼食) 11時45分～13時00分 (提供基準時間 12時00分)
(夕食) 17時30分～18時30分 (提供基準時間 17時45分)
- ② 入浴 週最低2回、入浴又は清拭を提供します。寝たきりでも特殊浴槽を使用しての入浴ができます。
- ③ 介護 希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。
- ④ 機能訓練 機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑤ 生活相談 利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- ⑥ 健康管理 年2回健康診断を行います。施設内で医師の診察や健康相談サービスを受けることができます。
- ⑦ 療養食 通常のメニューの他に療養食をご用意することができます。
- ⑧ 理美容 理美容サービスを実施しております。
ボランティア以外の理美容サービスには別途料金(実費)がかかります。
- ⑨ 口腔ケア 利用者の状況等に合わせて、必要な口腔ケアを適宜支援します。歯ブラシなどの個人的なケア物品には別途料金(実費)がかかります。
- ⑩ 手続代行 行政手続の代行を施設にて受け付けます。ただし手続きに係る経費はその都度お支払いいただきます。
- ⑪ 支払代行 介護以外の日常生活にかかる諸費用に関する支払代行を申し込むことができます。
- ⑫ 所持品 長年使用してきた所持品を持ち込んでいただいてもかまいません。(介護に支障をきたさない程度)また、居室のスペースに置くことのできない所持品を保管室にて預かります。ただし預かることのできる所持品の種類や体積に制限があります。
- ⑬ ワキション 入居者交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものがあります。
- ⑭ その他 喫茶、クラブ活動、送迎(入居・退居・帰省・通院・苑行事以外の私的外出)など

4. 料金

基本料金および加算等は厚生労働大臣の定める基準に準ずるものとします。【別紙】に定める料金に変更があった場合は、事前に文書又は電磁的方法(電子メール等)にて通知します。

利用者負担割合は、「介護保険負担割合証」の内容が優先になります。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合の超過額、保険料の滞納等により保険給付金が事業者を支払われない場合は全額をご負担いただきます。

支払方法は、利用当該月分を翌月27日(金融機関休業日の場合は直近の次営業日)に口座振替とさせていただきます。

取引金融機関は、マリネット代金回収サービスに定める提携金融機関となります。

13. サービス内容に関する苦情・要望

(1) 事業者苦情窓口

生活相談員	坂出市西庄町 79 番地 1	電話	(0877) 45-8880
-------	----------------	----	----------------

(2) その他窓口

香川県健康福祉部長寿社会対策課	高松市番町四丁目 1 番 10 号	電話	(087) 832-3266
-----------------	-------------------	----	----------------

香川県社会福祉協議会	高松市番町 1-10-35 香川県社会福祉総合センター5 階		(087) 861-0545
------------	--------------------------------	--	----------------

香川県国民健康保険団体連合会	高松市福岡町 2 丁目 3 番 2 号		(087) 822-7453
----------------	---------------------	--	----------------

坂出市かいご課	坂出市室町 2 丁目 3 番 5 号		(0877) 44-5090
---------	--------------------	--	----------------

第三者委員 木村 敦子	坂出市江尻町 576 番地		(0877) 46-0206
-------------	---------------	--	----------------

第三者委員 船井 康雄	坂出市旭町 2 丁目 1 番 11 号 室町タウン東		(0877) 85-8945
-------------	----------------------------	--	----------------

(3) 苦情解決の方法

施設長を苦情可決責任者とし、苦情解決検討委員会を設置し解決方法を検討する。15 日以内にその改善方法等について苦情申出人と話し合いを持ち、速やかな改善に努めます。ご意見・ご要望についても対応いたしますので、遠慮なくお申し出ください。

利用当該月の翌月 20 日までに請求書を発行し、振替後、領収書を発行いたします。なお、口座振替手数料として、ゆうちょ銀行 10 円 (税別)、その他金融機関 100 円 (税別) をあわせて引き落としさせていただきます。

5. 入退居の手続き

(1) 入居手続き

施設所定の『入居申込書』にご記入の上、お申込みください。居室に空きがあれば入居いただけます。入居と同時に契約を結びサービスの提供を開始します。(居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。)

(2) 退居手続き

①利用者のご都合で退居される場合

退居を希望する日の 30 日前までにお申し出ください。在宅復帰を希望される場合は、在宅復帰にむけた援助(連絡調整等)を行います。

②自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入居した場合
- ・平成 27 年 4 月 1 日より、指定介護老人福祉施設への入所対象者は、要介護 3・4・5 及び要介護 1・2 の方でやむを得ない事情と認められた方(以下「特例入所」)となります。平成 27 年 3 月 31 日迄に入所している方は、平成 27 年 4 月 1 日以降に要介護 1・2 の認定による利用は可能です。平成 27 年 4 月 1 日以降に入所された方は、要介護 1・2 の認定となり「特例入所」の対象で無い場合は、退居となります。
- ・利用者が死亡した場合
- ・利用者が連続して 3 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

③その他

以下の場合には契約終了 30 日前までに文書で通知いたします。

- ・利用者がサービス利用料金の支払を 1 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に支払わない場合
- ・利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- ・やむを得ない事情により当施設を閉鎖または縮小する場合

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

施設の従業者は利用者に対してその病状及び心身の状況並びにその置かれている環境を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう施設サービス計画に基づき、適切なサービスの提供をいたします。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

設備及び器具を利用するときは、職員の指示により利用してください。特に火気の取り扱いに注意し、喫煙は定められた場所でのみおこなってください。

(3) 身体的拘束等の適正化について

施設の従業者は、介護老人福祉施設サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録いたします。

(4) 個人情報の保護

施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。また、施設が得た利用者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ます。

7. 緊急時の対応方法

利用者の容体に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先 (氏名) (続柄) (電話)

8. 事故発生時の対応

利用者に事故があった場合は、利用者の生命、身体の安全を最優先に対応したうえで、速やかに市町村とご家族の方に連絡をとります。その後、事故にいたる経緯や事情を利用者やご家族に説明します。事故原因に応じて、事故防止対策を検討し、事故責任が施設等にあることが判明した場合は速やかに損害賠償を行います。

9. 非常災害対策

消防法に規定する防火管理者を設置しております。消火、通報及び避難の訓練を年 2 回実施しています。

10. 業務継続計画の策定等

感染症や災害が発生した場合であっても、入居者が継続してケアを受けられるよう、事業を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画の策定、研修及び訓練を実施しています。

11. 感染症予防及びまん延防止について

感染症予防及びまん延防止のための訓練、研修を年 2 回実施しています。

12. 虐待防止について

施設長を虐待防止の担当者とし、虐待防止検討委員会の設置し、指針に基づき虐待の防止の徹底をおこないます。虐待防止のための従業員に対する研修を年 2 回実施するとともに、新規採用時には虐待の防止のための研修を実施しています。

特別養護老人ホーム愛生苑入居にあたり利用者に対して、重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 坂出市西庄町 79 番地 1

名称 社会福祉法人 永世会 ㊦

説明者

所属 特別養護老人ホーム愛生苑

氏名

私は、重要事項説明書の説明を受け、了承しました。なおサービス担当者会議等において、利用者及び当該家族の個人情報を提供することに同意します。

利用者

住所

氏名

(代理人)

住所

氏名

特別養護老人ホーム愛生苑重要事項説明書【別紙】

(1) 介護サービス料金

利用者負担割合は、「介護保険負担割合証」の内容が優先になります。

	負担割合(1割)	負担割合(2割)	負担割合(3割)
要介護1	589円/日	1,178円/日	1,767円/日
要介護2	659円/日	1,318円/日	1,977円/日
要介護3	732円/日	1,464円/日	2,196円/日
要介護4	802円/日	1,604円/日	2,406円/日
要介護5	871円/日	1,742円/日	2,613円/日

・当施設の体制やご本人様の状況等により、以下の加算を算定させていただきます。

	負担割合(1割)	負担割合(2割)	負担割合(3割)	
日常生活継続支援加算	36円/日	72円/日	108円/日	要介護の高い高齢者又は認知症高齢者の一定割合以上入所しており、入所者に対して介護福祉士を一定割合以上配置
看護体制加算(Ⅰ)	6円/日	12円/日	18円/日	常勤の看護師を配置
看護体制加算(Ⅱ)	13円/日	26円/日	39円/日	看護職員を基準より1名以上多く配置
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13円/日	26円/日	39円/日	看護職員・介護職員を基準より1名以上多く配置
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	28円/日	56円/日	84円/日	上記に加え夜勤帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施が出来る職員配置
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12円/日	24円/日	36円/日	常勤の機能訓練指導員を配置
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20円/月	40円/月	60円/月	加算(Ⅰ)を算定している入所者について個別機能訓練計画書の情報を厚生労働省に提出。適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用した場合
個別機能訓練加算(Ⅲ)	20円/月	40円/月	60円/月	口腔衛生管理加算(Ⅱ)、栄養マネジメント強化加算の算定
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100円/月	200円/月	300円/月	理学療法士等や医師からの助言を受けることができる体制を構築し助言を受けた上で個別機能訓練計画を作成 ※3月に1回
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200円/月	400円/月	600円/月	他事業所・医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師の訪問を受け、共同して個別機能訓練計画を作成した場合
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40円/月	80円/月	120円/月	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的情報を厚生労働省に提出
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50円/月	100円/月	150円/月	加算(Ⅰ)に加え、疾病の状況を提出
栄養マネジメント強化加算	11円/日	22円/日	33円/日	入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合
退所時栄養情報連携加算	70円/月	140円/月	210円/月	退所の際、入所・入院先に管理栄養士が栄養管理に関する情報提供
ADL維持等加算(Ⅰ)※1	30円/月	60円/月	90円/月	Barthel Indexを適切に評価できるものがADL値を測定し厚生労働省に提出。調整済ADL利得を平均して得た値が1以上
ADL維持等加算(Ⅱ)	60円/月	120円/月	180円/月	※1の要件を満たし、調整済ADL利得を平均して得た値が3以上
自立支援促進加算	280円/月	560円/月	840円/月	医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行なう。支援計画を策定し、計画に従ったケアを実施
再入所時栄養連携加算	200円/回	400円/回	600円/回	退所し医療機関に入院。退院後、再入所する際に特別食等を必要とし、施設と病院の管理栄養士が連携し計画を策定した場合
療養食加算	6円/食	12円/食	18円/食	医師が発行した食事箋に基づき、療養食を提供した場合
若年性認知症入所者受入加算	120円/日	240円/日	360円/日	若年性認知症入所者に対してサービスを行った場合
外泊時費用	246円/日	492円/日	738円/日	1月に6日を限度として、居宅における外泊または病院等への入院の場合
外泊時サービス利用加算	560円/回	1,120円/回	1,680円/回	1月に6日を限度として居宅への外泊時に施設が在宅サービスを提供した場合
初期加算	30円/日	60円/日	90円/日	入所した日から30日以内又は30日を超える病院等への入院後に再入所した場合
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90円/月	180円/月	270円/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を2回以上実施
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110円/月	220円/月	330円/月	加算(Ⅰ)についての情報を厚生労働省に提出
経口移行加算	28円/日	56円/日	84円/日	経管より経口への食事摂取を進めるための経口移行計画を作成した場合
経口維持加算(Ⅰ)	400円/月	800円/月	1,200円/月	経口により継続的に食事の摂取を行うため、医師等の指示に基づき、経口維持計画を作成し継続的に観察及び会議を行った場合
経口維持加算(Ⅱ)	100円/月	200円/月	300円/月	(Ⅰ)を算定している場合であって、医師等を含む会議を行った場合
退所前訪問相談援助加算	460円/回	920円/回	1,380円/回	退所に先立って居宅を訪問し、相談援助を行った場合
退所後訪問相談援助加算	460円/回	920円/回	1,380円/回	退所後30日以内に居宅を訪問し相談援助を行った場合
退所時相談援助加算	400円/回	800円/回	1,200円/回	退所し居宅にて相談援助し、同意を得て市町村等に必要な情報を提供
退所前連携加算	500円/回	1,000円/回	1,500円/回	退所に先立って、居宅介護支援事業者に対して、同意を得て介護状況を示す文書を提供した場合
看取り介護加算(Ⅰ) ※2	72円/日	144円/日	216円/日	死亡日以前31日以上45日以下
看取り介護加算(Ⅰ) ※2	144円/日	288円/日	432円/日	死亡日以前4日以上30日以下
看取り介護加算(Ⅰ) ※2	680円/日	1,360円/日	2,040円/日	死亡日の前日及び前々日
看取り介護加算(Ⅰ) ※2	1,280円/日	2,560円/日	3,840円/日	死亡日
看取り介護加算(Ⅱ)	72円/日	144円/日	216円/日	※2に加え、必要な体制が整い、施設で看取った場合
看取り介護加算(Ⅱ)	144円/日	288円/日	432円/日	※2に加え、必要な体制が整い、施設で看取った場合
看取り介護加算(Ⅱ)	780円/日	1,560円/日	2,340円/日	※2に加え、必要な体制が整い、施設で看取った場合
看取り介護加算(Ⅱ)	1,580円/日	3,160円/日	4,740円/日	※2に加え、必要な体制が整い、施設で看取った場合
安全対策体制加算	20円/回	40円/回	60円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている
在宅復帰支援機能加算	10円/日	20円/日	30円/日	入所者の家族と連絡調整を行い、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っている場合

在宅・入所相互利用加算	40 円/日	80 円/日	120 円/日	複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間を定めて、当該施設の居室を計画的に利用している場合
認知症専門ケア加算 (I)	3 円/日	6 円/日	9 円/日	認知症高齢者の占める割合が 50%以上あり、認知症介護に係る専門的な研修を終了している職員を一定以上配置
認知症専門ケア加算 (II)	4 円/日	8 円/日	12 円/日	認知症専門ケア加算 (I) の要件を満たし、認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了した職員を 1 名以上配置
認知症チームケア推進加算 (I)	150 円/月	300 円/月	450 円/月	認知症の方が一定数かつ、専門的なチームを組んで取り組む場合
認知症チームケア推進加算 (II)	120 円/月	240 円/月	360 円/月	認知症の方が一定数かつ、チームを組んで取り組む場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円/日	400 円/日	600 円/日	医師が在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した場合 (7 日を限度)
配置医師緊急時対応加算	早朝・夜間 650 円/回 深夜 1,300 円/回 勤務時間外 325 円/回	早朝・夜間 1,300 円/回 深夜 2,600 円/回 勤務時間外 650 円/回	早朝・夜間 1,950 円/回 深夜 3,900 円/回 勤務時間外 975 円/回	配置医師が施設の求めに応じて、早朝 (6:00~8:00)・夜間 (18:00~22:00) 又は深夜 (22:00~翌 6:00)、配置医師の通常の勤務時間外 (早朝、夜間及び深夜を除く) に施設を訪問し問診した場合
褥瘡マネジメント加算 (I)	3 円/月	6 円/月	9 円/月	入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて施設入所時に評価し、リスクがある入所者に褥瘡ケア計画を作成した場合
褥瘡マネジメント加算 (II)	13 円/月	26 円/月	39 円/月	加算 (I) の要件を満たし、入所時評価の結果褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生のないこと
排せつ支援加算 (I)	10 円/月	20 円/月	30 円/月	排せつにかかる要介護状態の軽減が見込まれ、支援計画を作成した場合
排せつ支援加算 (II)	15 円/月	30 円/月	45 円/月	加算 (I) の要件を満たし、排せつの状態に改善が見られた場合
排せつ支援加算 (III)	20 円/月	40 円/月	60 円/月	加算 (I) の要件を満たし、排せつの状態に改善が見られた場合
退院時情報提供加算	250 円/回	500 円/回	750 円/回	退所し医療機関に入院する場合に、情報提供し紹介する。
協力医療機関連携加算 (1)	100 円/月	200 円/月	300 円/月	協力医療機関との現病歴等の情報共有のための会議を定期開催 ※R7 年 4 月からは 1 割負担で 50 単位に変更
協力医療機関連携加算 (2)	5 円/月	10 円/月	15 円/月	(1) 以外の場合
特別通院送迎加算	594 円/月	1,188 円/月	1,782 円/月	透析を要する方の通院送迎を月 12 回以上おこなった場合
高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	10 円/月	20 円/月	30 円/月	第二種協定指定医療機関との間で体制、対応の取り決め、研修参加
高齢者施設等感染対策向上加算 (II)	5 円/月	10 円/月	15 円/月	医療機関から 3 年に 1 回以上感染制御に係る実地指導を受けている
新興感染症等施設療養費 (連続 5 日)	240 円/日	480 円/日	720 円/日	感染症に感染した時に対応いただける医療機関の確保、適切な対策。
生産性向上推進体制加算 (I)	100 円/月	200 円/月	300 円/月	(II) 要件満たし、データによる成果の確認。見守り機器の複数導入
生産性向上推進体制加算 (II)	10 円/月	20 円/月	30 円/月	委員会の開催、見守り機器の 1 つ以上の導入、データの提供
サービス提供体制強化加算 (I)	22 円/日	44 円/日	66 円/日	介護福祉士の占める割合が 80%以上又は勤続 10 年以上介護福祉士 35%以上
サービス提供体制強化加算 (II)	18 円/日	36 円/日	54 円/日	介護福祉士の占める割合が 60%以上
サービス提供体制強化加算 (III)	6 円/日	12 円/日	18 円/日	介護福祉士の占める割合が 50%以上又は常勤職員 75%以上、又は勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 30%以上
介護職員処遇改善加算 (I)	8.3%	8.3%	8.3%	介護サービス料に割合を乗じた金額 (R6 年 5 月 31 日まで)
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	2.7%	2.7%	2.7%	介護サービス料に割合を乗じた金額 (R6 年 5 月 31 日まで)
介護職員等ベースアップ等支援加算	1.6%	1.6%	1.6%	介護サービス料に割合を乗じた額 (処遇改善加算 I~III いずれかを)
介護職員等処遇改善加算 (I)	14.0%	14.0%	14.0%	介護サービス料に割合を乗じた金額 (R6 年 6 月 1 日から)

(2) その他の料金

・料金を設定しているもの

項目	料金	備考
食費	1,580 円	朝食 330 円、昼食 650 円、夕食 600 円
居住費 (個室)	1209 円	R6 年 8 月 1 日より 1,231 円に変更
居住費 (多床室)	882 円	R6 年 8 月 1 日より 915 円に変更
預り金管理	月 1,000 円	
電化製品持込	1 製品毎に、月 500 円	
写真	1 枚 50 円	
利用者の希望による外出等の送迎	自宅 無料 5km まで 片道 500 円 5 km を超え 10 km 迄 片道 1,000 円 10 km を超え 20 km 迄 片道 2,000 円	希望日の 3 日前までにお申し出ください。 急遽の場合や 20 km を超える送迎は対応しかねますのでご了承ください。 職員 2 名体制の介助の場合は、料金は 2 倍となります。

・料金が実費となるもの

行事参加費、理美容費、レクリエーション費、喫茶利用費、口腔ケア必要物品、送迎に係わる全ての有料道路料金など

(3) 利用者負担額の減免措置

・特定入居者介護サービス費 (日額)

※R6 年 8 月からは【 】内の金額に変更となります。

		第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
食費		300	390	650	1,360	1,580
居住費	個室	320 【380】	420 【480】	820 【880】	820 【880】	1,209 【1,231】
	多床室	0	370 【430】	370 【430】	370 【430】	882 【915】

・高額介護サービス費、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度等があります。

・入院・外泊時の居住費は、「外泊時費用」算定期間の 1 ヶ月 6 日を限度として算定させていただきます。